第十号の二の二様式（第三十一条の三関係）（Ａ４）

構造計算適合性判定の業務の予定件数

業務の区分		推定件数
特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（建築基準法第20条第１項第２号イ又は第３号イに規定するプログラムによる構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの判定	床面積の合計が1,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が1,000㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が50,000㎡を超える建築物	件
特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（建築基準法第20条第１項第２号イに規定する方法による構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの判定	床面積の合計が1,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が1,000㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が50,000㎡を超える建築物	件
合計		件

備考　１　１事業年度に行う推定件数を記載すること。

２　構造計算適合性判定を行う件数の推定理由を示す書類を添付すること。（指定の更新の場合を除く。）

３　指定の更新の場合には、前事業年度の実績を記載すること。